平成２２年（フ）第３９号
長野県飯田市大通２丁目236番地
破産者　菊池　幸彦
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第９６４８号
大阪市都島区中野町５丁目14番６―201号
破産者　増野　裕明
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９５号
大阪市住之江区南港中２丁目２番41―903号
破産者　中尾　雄二
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１０６号
大阪府豊中市岡町北２丁目３番８号
破産者　山本　詔子（旧姓岡本）
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８２７号
大阪市東淀川区大道南１丁目12番10―103号
破産者　ラーメン武蔵こと　岡林　一彦
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５１８号
大阪市住吉区苅田９丁目13番　サンヴァリエ苅田５―1010号、申立時の住所大阪市中央区北久宝寺町３―５―３　心斎橋ＴＷＡＮＹビル有限会社ハセガワ通商方
破産者　崔　　埈赫
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５２６号
大阪市旭区清水２丁目17番27号
破産者　本村　秀雄
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５６４号
大阪市中央区南久宝寺町１―６―10―708、住民票上の住所大阪市西区西本町２丁目６番１号　フォレステージュ西本町901
破産者　河井　美鈴
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６３５号
大阪市平野区加美北８丁目13番加美北第二住宅２号館707号、開始決定時の住所大阪市生野区巽南４丁目９番32号
破産者　南手帳製造所こと　南　　次郎
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６７９号
大阪府豊中市旭丘７番１―207号
破産者　田中　捷二
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６８０号
大阪府豊中市旭丘７番１―207号
破産者　田中　道江
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６８６号
大阪府大東市灰塚４丁目９番８号
破産者　和田　祐加（旧姓濱田）
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７２８号
大阪市北区本庄西２丁目５番10号
破産者　山﨑　勝範
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８３８号
大阪市西成区花園南２丁目８―28―1305、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋東１丁目２番７号
破産者　前田　悦治
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９９９号
大阪府門真市御堂町15番１―506号
破産者　福田　満雄
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４００７号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目12番地の１１―202
破産者　大晃塗装こと　大古閑　晃
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０６０号
大阪市淀川区塚本２丁目８番５号　303号
破産者　安樂　晴美
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部